資料10

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所及び地方独立行政法人

大阪市立工業研究所の新設合併に関する協議事項

１　新設合併により消滅する地方独立行政法人の名称及び主たる事務所の所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 |
| 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所 | 和泉市 |
| 地方独立行政法人大阪市立工業研究所 | 大阪市城東区森之宮１丁目６番50号 |

２　新設合併により設立する地方独立行政法人の定款

地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款

目次

第１章　総則（第１条－第６条）

第２章　役員（第７条－第10条）

第３章　業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）

第４章　資本金等（第13条・第14条）

第５章　委任（第15条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進することにより、産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、中小企業の振興等を図り、もって大阪経済及び産業の発展並びに住民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　この地方独立行政法人は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第３条　法人の設立団体は、大阪府及び大阪市とする。

（事務所の所在地）

第４条　法人は、主たる事務所を和泉市に置く。

（法人の種別）

第５条　法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第６条　法人の公告は、大阪府公報及び大阪市公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等に代えることができる。

第２章　役員

（定数）

第７条　法人に、役員として、理事長１人、副理事長１人、理事２人以内及び監事２人以内を置く。

２　法人に、副理事長を置かないことができる。

（職務及び権限）

第８条　理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

３　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

４　監事は、法人の業務を監査する。

５　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、大阪府知事（以下「知事」という。）又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（任命）

第９条　理事長は、市長と協議の上、知事が任命する。

２　副理事長及び理事は、理事長が任命する。

３　監事は、市長と協議の上、知事が任命する。

（任期）

第10条　役員の任期は、２年とする。 ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

第３章 業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第11条　法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行うこと。

(2) 前号の業務に係る成果の普及及び実用化を促進すること。

(3) 法人の施設及び設備の提供に関すること。

(4) 産業技術に関する情報を収集し、及び提供すること。

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第12条　法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第４章　資本金等

（資本金）

第13条　法人の資本金は、大阪府及び大阪市が出資する別表第１及び別表第２に掲げる資産とし、当該資本金の額は当該資産について、出資の日における時価を基準として大阪府及び大阪市が評価した価額の合計額とする。

（解散した場合の残余財産の帰属）

第14条　法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、大阪府及び大阪市が双方協議の上、それぞれに分配するものとする。

第５章 委任

（規程への委任）

第15条　法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第１（第13条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産の種別 | 所　　　　 在　　 　　地 | 面積（㎡） |
| 土地 | 和泉市あゆみ野二丁目７番１ | 48,566.93 |
| 同 | 同　　　　　　　　　７番２ | 11,770.69 |
| 同 | 同　　　　　　　　　７番３ | 21,241.77 |
| 同 | 同　　　　　　　　　７番４ | 261.04 |
| 同 | 吹田市岸部中一丁目54番２ | 710.75 |
| 同 | 大阪市城東区森之宮一丁目２番７ | 11,298.20 |

別表第２（第13条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資産の種別 | 所 　　　　　在　　　　 地 | 財産名称 | 延べ床面積（㎡） |
| 建物 | 和泉市あゆみ野二丁目７番１号 | 研究本館 | 21,448.01 |
| 同 | 同 | 新技術開発棟 | 4,289.98 |
| 同 | 同 | 第１実験棟 | 1,172.15 |
| 同 | 同 | 第２実験棟 | 1,101.48 |
| 同 | 同 | 第３実験棟 | 2,028.10 |
| 同 | 同 | 第４実験棟 | 1,440.00 |
| 同 | 同 | 第５実験棟 | 1,242.37 |
| 同 | 同 | 第６実験棟 | 2,664.01 |
| 同 | 同 | 連絡通路（Ａ） | 1,078.07 |
| 同 | 同 | 連絡通路（Ｂ） | 39.37 |
| 同 | 同 | 自動車車庫 | 166.80 |
| 同 | 同 | ボンベ置場 | 30.00 |
| 同 | 同 | ボンベ倉庫 | 96.00 |
| 同 | 同 | 産業廃棄物置場 | 130.00 |
| 同 | 同 | 危険物倉庫 | 96.00 |
| 同 | 同 | 屋外便所 | 29.16 |
| 同 | 吹田市岸部中一丁目18番13号 | 皮革試験所 | 398.11 |
| 同 | 同 | 皮革試験所 危険物倉庫 | 9.00 |
| 同 | 大阪市城東区森之宮一丁目６番50号 | 研究本棟 | 11,822.78 |
| 同 | 同 | 研究別棟（１） | 1,294.46 |
| 同 | 同 | 研究別棟（２） | 240.00 |
| 同 | 同 | 研究別棟（３） | 140.00 |
| 同 | 同 | 倉庫（１） | 50.00 |
| 同 | 同 | 倉庫（２） | 50.00 |
| 同 | 同 | 倉庫（３） | 32.20 |
| 同 | 同 | 排水処理場 | 98.00 |
| 同 | 同 | ガスメーター室 | 25.00 |
| 同 | 同 | 集塵庫 | 13.00 |

（参考）

地方独立行政法人法（抄）

（新設合併）

第百十二条　設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併（二以上の地方独立行政法人がする合併であって、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、新設合併に関係する地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一　新設合併により消滅する地方独立行政法人（以下この章において「新設合併消滅法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地

二　新設合併により設立する地方独立行政法人（以下この章において「新設合併設立法人」という。）の定款

２　前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

３　第一項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。

４　第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体がその議会の議決を経て第一項に掲げる事項を定めるものとする。

５　第一項の規定により関係設立団体が定めた新設合併設立法人の定款については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があったことをもって第七条の規定による新設合併設立法人の設立団体の議会の議決があったものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもって同条の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。